

配偶者の税額軽減額の計算書

被相続人

第5表
(令和6年1月分以降用)

私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。

1 一般の場合 (この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合又は②配偶者が農業相続人である場合に記入します。)

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		(第1表の④の金額) [配偶者の法定相続分]		④※ 円	
		,000円 ×		= 円	
		上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円		}	
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第11表2の配偶者の①の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額		⑤ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑥ (①－④＋⑤)の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て)
	円	② 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額)	③ 未分割財産の価額 (第11表2の配偶者の②の金額)	④ (②－③)の金額 (③の金額が②の金額より大きいときは0)	円 ※
		円	円	円	,000
⑦ 相続税の総額 (第1表の⑦の金額)		⑧ ④の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額		⑨ 課税価格の合計額 (第1表の④の金額)	
円		円		円	
00				,000	
配偶者の税額軽減の限度額		(第1表の配偶者の⑨又は⑩の金額) (第1表の配偶者の⑫の金額) (円 － 円)			㊦ 円
配偶者の税額軽減額		(⑩の金額と㊦の金額のうちいずれか少ない方の金額)			㊧ 円

(注) ㊧の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。

2 配偶者以外の人(農業相続人)である場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合で、かつ、その農業相続人が配偶者以外の場合に記入します。)

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		(第3表の④の金額) [配偶者の法定相続分]		㊦※ 円	
		,000円 ×		= 円	
		上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円		}	
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	⑪ 分割財産の価額 (第11表2の配偶者の①の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額		⑮ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑯ (⑪－⑭＋⑮)の金額 (⑮の金額より小さいときは⑮の金額) (1,000円未満切捨て)
	円	⑫ 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額)	⑬ 未分割財産の価額 (第11表2の配偶者の②の金額)	⑭ (⑫－⑬)の金額 (⑬の金額が⑫の金額より大きいときは0)	円 ※
		円	円	円	,000
⑰ 相続税の総額 (第3表の⑦の金額)		⑱ ㊦の金額と⑯の金額のうちいずれか少ない方の金額		⑲ 課税価格の合計額 (第3表の④の金額)	
円		円		円	
00				,000	
配偶者の税額軽減の限度額		(第1表の配偶者の⑩の金額) (第1表の配偶者の⑫の金額) (円 － 円)			㊰ 円
配偶者の税額軽減額		(⑳の金額と㊰の金額のうちいずれか少ない方の金額)			㊱ 円

(注) ㊱の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。

※ 相続税法第19条の2第5項(隠蔽又は仮装があった場合の配偶者の相続税額の軽減の不適用)の規定の適用があるときには、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第1表の④の金額)、⑥、⑦、⑨、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第3表の④の金額)、⑯、⑰及び⑲の各欄は、第5表の付表で計算した金額を転記します。